

# 平成29年度事業計画

## 1 暴追思想普及啓発事業 (暴力団対策法第32条の3第2項第1号)

- (1) 広報刊行事業  
広報紙、パンフレット、チラシ、ポスターの作成配布 等
- (2) 広報活動実施事業  
ホームページの活用、鉄道広告、県広報紙等への広告掲載、看板広告 等
- (3) 暴力団追放協力店事業  
暴力団追放を实践する店舗や事業所を指定 (シールを交付)
- (4) 暴追県民大会開催事業  
第26回暴力団追放兵庫県民大会の開催 (11月8日 (水) 開催。神戸文化ホール)
- (5) 暴追ビデオ購入貸出事業  
警察庁、全国センター等が企画・制作したビデオの購入と無償貸出し
- (6) 暴追ポスター等募集事業  
ポスター、標語の募集と優秀作品の表彰
- (7) 暴力追放運動支援自動販売機設置事業  
暴追広告を掲示した自動販売機を設置し、売上金の一部を活動支援金とする

## 2 暴力排除活動推進支援事業 (暴力団対策法第32条の3第2項第2号)

- (1) 行政からの暴力団排除推進支援事業  
行政対象の暴排研修会への講師派遣や資料提供 等
- (2) 地域からの暴力団排除推進支援事業  
暴力団排除活動の支援、暴追資器材の貸出し、地区暴追大会開催の支援 等
- (3) 職域からの暴力団排除推進支援事業  
研修会への講師派遣や資料提供

## 3 暴力相談事業 (暴力団対策法第32条の3第2項第3号)

- (1) 常設暴力相談実施事業  
県下4か所の暴力相談所における暴力相談の受付
- (2) 弁護士相談実施事業  
弁護士による暴力相談の実施
- (3) 巡回暴力相談実施事業  
出張相談所、地区暴追大会等における巡回相談所の開設 等

## 4 少年に対する暴力団の影響排除事業 (暴力団対策法第32条の3第2項第4号、第9号)

- (1) 少年対策活動事業  
リーフレットの作成配付、兵庫県青少年本部機関誌等への広告掲載 等
- (2) 少年指導委員研修会開催事業  
県警少年育成課と連携した少年指導委員への研修の開催

**5 暴力団離脱者支援事業**（暴力団対策法第32条の3第2項第5号）

- (1) 就業関係機関連絡会開催事業  
兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会総会の開催
- (2) 離脱者受入企業整備促進事業  
暴力団離脱者の受入企業を拡充するための損害補償金支給制度及び暴力団離脱者雇用給付金支給制度の実施 等
- (3) 就業等更生支援活動事業  
暴力団離脱者の就労支援等更生の支援
- (4) 暴力団離脱者一時援助事業  
離脱者等の社会復帰のための一時援助費の支給

**6 暴力団事務所使用差止請求事業**（暴力団対策法第32条の3第2項第6号）

住民等からの委託に基づく暴力団事務所使用差止請求に関する一切の裁判上（外）の行為の実施

**7 不当要求防止責任者講習事業**（暴力団対策法第32条の3第2項第7号）

企業等が選任した不当要求防止責任者に対する講習会の開催

**8 調査研究及び不当要求情報管理機関援助事業**（暴力団対策法第32条の3第2項第8号、第11号）

暴力団に関する情報の収集管理や活用、適正な事業運営のための調査研究

**9 暴力団被害者救済支援事業**（暴力団対策法第32条の3第2項第9号）

- (1) 訴訟費用貸付事業  
訴訟費用の一部を無利子貸付（1件400万円以内）、民事訴訟の提起支援
- (2) 暴力団被害者見舞金支給事業  
暴力団対立抗争事件等の被害者への見舞金の支給
- (3) 暴力団危害保護ホームセキュリティサービス支援事業  
暴力団等から危害を受けるおそれが高い要保護者に対する支援